

電気事業法施行規則第52条第2項の外部委託要件を満たす者であって監督部長が認めた者（外部委託）の取扱について

鉱山において電気工作物に係る作業監督者を外部委託しようとするときは、委託契約の相手方が、鉱山保安法施行規則第43条第1項の表6の項下欄第3号の規定により「電気事業法施行規則第52条第2項の外部委託要件を満たす者であって産業保安監督部長が認めた者」であることが必要です。

承認を受けようとする場合は、次のとおり、承認申請書に必要な添付書類を添えて九州産業保安監督部長に提出してください。

なお、外部委託の対象設備は、電圧7,000V以下の需要設備及び非常用予備発電装置です。

**（１）委託契約の相手方が個人業者（電気管理技術者）の場合**

鉱業権者は、委託先の電気管理技術者が電気事業法省令等で規定される要件を満たしていることを確認し申請書を作成して下さい。

①電気工作物に係る作業監督者の外部委託要件を満たすこ・・・別添ー共通1  
とを認める承認申請書

②委託契約の相手先の執務に関する説明書

イ．委託契約の相手先の執務に関する説明書・・・別添ー個人1

ロ．委託契約の相手方が他に委託契約をしている事業場一覧表・・・別添ー個人2

ハ．設備条件確認書（隔月に1回以上又は3ヶ月に1回以上の・・・別添ー共通2  
点検の場合のみ。小規模高圧需要設備の場合は添付不要。）

ニ．絶縁監視装置の設置に係る設備調査表（絶縁監視装置の設・・・別添ー共通3  
置に係る事業場のみ。ただし、絶縁監視装置を採用する1  
件目の事業場のみ試験データを別紙として添付すること。）

ホ．絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書（絶縁・・・別添ー共通4  
監視装置を採用する1件目の事業場のみ添付。2件目以降、  
同じ装置を採用する場合は不要。）

ヘ．漏電遮断器の設置に係る設備調査表（漏電遮断器の設置に・・・別添ー共通5  
係る事業場のみ。）

③委託契約書の写し・・・別添ー個人3

④委託契約の相手方が要件に該当することを証する書類

イ．電気主任技術者の免状の写し

ロ．実務経歴証明書・・・別添ー共通6

ハ．他に職業を有していないことの説明書・・・別添ー個人4

ニ．機械器具保有状況届出書・・・別添ー個人5

ホ．試験装置貸出し承諾書等・・・別添ー共通7

ヘ．宣誓書の写し・・・別添ー個人6

※④のイ～ホの書類については、委託契約の相手方が個人事業者として新規に申請を行う場合に添付してください。個人事業者が既に保安管理業務（電気事業法上の保安管理業務を含む）を行っており今回の申請が2件目以降の申請である場合は、以前提出した内容に変更がない場合は添付は不要です。

なお、への宣誓書の写しについては、申請書毎に毎回添付してください。

(2) 委託契約の相手方が電気保安法人の場合

鉱業権者は、委託先の電気保安法人が電気事業法省令等で規定される要件を満足していることを確認し申請書を作成して下さい。

①電気工作物に係る作業監督者の外部委託要件を満たすこと・・・別添ー共通1  
とを認める承認申請書

②委託契約の相手先の執務に関する説明書

イ. 委託契約の相手先の執務に関する説明書・・・別添ー法人1

ロ. 委託契約の相手方が他に委託契約をしている事業場一覧表・・・別添ー法人2

ハ. 設備条件確認書（隔月に1回以上又は3ヶ月に1回以上の・・・別添ー共通2  
点検の場合のみ。小規模高圧需要設備の場合は添付不要。）

ニ. 絶縁監視装置の設置に係る設備調査表（絶縁監視装置の設・・・別添ー共通3  
置に係る事業場のみ。ただし、絶縁監視装置を採用する1  
件目の事業場のみ試験データを別紙として添付すること。）

ホ. 絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書（絶縁・・・別添ー共通4  
監視装置を採用する1件目の事業場のみ添付。2件目以降、  
同じ装置を採用する場合は不要。）

ヘ. 漏電遮断器の設置に係る設備調査表（漏電遮断器の設置に・・・別添ー共通5  
係る事業場のみ。）

③委託契約書の写し・・・別添ー法人3

④委託契約の相手方が要件に該当することを証する書類

イ. 電気主任技術者の免状の写し

ロ. 実務経歴証明書・・・別添ー共通6

ハ. 雇用証明書・・・別添ー法人4

ニ. 保安業務担当者を他の業務に従事させていないことの設・・・別添ー法人5  
明書

ホ. 機械器具保有状況届出書・・・別添ー法人6

ヘ. 試験装置貸出し承諾書等・・・別添ー共通7

ト. 電気保安法人が保安管理業務を遂行するための体制（マネ・・・別添ー法人8  
ジメントシステム）が必要な要件を満たしていること書類

チ. 宣誓書の写し・・・別添ー法人7

※委託契約の相手方が保安法人として新規に申請を行う場合は、④のイ～トの書類を添付してください。なお、保安法人が既に保安管理業務（電気事業法上の保安管理業務を含む）を行っており今回の申請が2件目以降の申請である場合は、以前提出した内容に変更がない場合は添付は不要です。ただし、新規に保安業務担当者・従事者を追加するような場合には、当該保安業務担当者・従事者分の④のイ～ニの書類を添付してください。

また、保安管理業務中に、④のヘ～トの書類の提出内容に変更が生じた場合も再提出してください。

なお、チの宣誓書の写しについては、申請書毎に毎回添付してください。